

奴隷解放の布告

解説 石川 敬史

資料1 奴隷解放の布告 (1863年)

1863年1月1日において、合衆国に対して反乱の状態にある州、もしくは州の一部が反乱の状態にある地域で、奴隷として所有されているすべての人びとはその日以後永久に自由を与えられる。合衆国陸海軍を統轄する合衆国政府は、それらの人びとの自由を承認しかつ保護するであろう。またそれらの人びとがその自由を現実のものにするために払う努力を抑制するいかなる行動にもでないであろう。大統領は前述の1月1日に、依然としてまだ合衆国に対して反乱の状態にある人民の州や州内部の特定の地域があるならば、布告によってかかる地域を指定するであろう。州もしくはその州民がその当日において、州の有権者の大多数が参加する選挙によって選出された議員を連邦議会に誠意をもって代表として送っている事実があるならば、それを覆すほどの強い反対証言がないかぎり、そのことが当該州が合衆国に対して反乱の状態にはないという決定的な証拠とみなされる。

(大下尚一・有賀貞・志邨佑・平野孝編『史料が語るアメリカ——メイフラワーから包括通商法まで 1584-1988』〈有斐閣、1992年〉p.107)

資料2 アメリカ合衆国憲法 第1編第2節3項

下院議員及び直接税は、連邦に加入する各州の人口に比例して各州の間で配分される。各州の人口は、自由人——年期を定めて労務に服する者を含み、納税の義務のないインディアンを除く——の総数に自由人以外のすべての者の数の5分の3を加えたものとする。実際に人口を算定することは、合衆国連邦議会の開会の3年以内および10年以内ごとに、連邦議会が法律で定めるところに従って行うものとする。

(田中秀夫編集代表『BASIC英米法辞典』〈東京大学出版会、2002年〉p.213)

アメリカ合衆国は、日本の近現代史にもっとも強い影響を与えている国家であるが、日本人のアメリカ史の素養ははなはだ心許ないものであるといわざるをえない。現行の各教科書は限られた紙幅のなかで最善をつくした記述がなされ

ていることは大いに評価すべきだが、現代アメリカを理解するうえでの要となる歴史的^{かなめ}事例については、その記述は必ずしも十分とはいえず、現場の教員の素養に任せられているのが現状ではないだろうか。そこで本稿では、南北戦争の最中の

1863年に発せられた第16代大統領エイブラハム・リンカンによる「奴隷解放の布告」(いわゆる奴隷解放宣言)という、よく知られた題材を用いて、アメリカ史の基本となる構造の一端を提示する。資料1は、1863年の宣言における62年の予備布告からの引用である。

「奴隷解放の布告」を精読する

資料1は、リンカンの「奴隷解放の布告」であるが、一読して正確に意味を読み取るのは困難な文書である。この文書を読み解くためには、南北戦争と、南北戦争に至る初期のアメリカ史をふまえなければならない。

日本語における南北戦争とは、英語における原語である内戦(Civil War)を訳す際に意識されたものである。すなわちそれは独立国家間の戦争ではなく、1860年に合衆国から離脱し、アメリカ連合国(南部連合)の独立を宣言した黒人奴隷制を有する南部11州と、その離脱と独立を認めない立場の連邦政府とのあいだの戦いであった。それゆえ、連邦政府の行政首長である大統領リンカンは、相手方を「反乱の状態にある州」としている。

この文書の解読を困難にしている最大の要因として、デラウェア州・メリーランド州・ケンタッキー州・ミズーリ州の4州と、ヴァージニア州と行動をともしなかったのちのウェストヴァージニア州となる地域は、黒人奴隷制を維持したうえで、合衆国にとどまっていたことがあげられる。奴隷解放の布告では、「大統領は前述の1月1日に、依然としてまだ合衆国に対して反乱の状態にある人民の州や州内部の特定の地域があるならば、布告によってかかる地域を指定するであろう」としているが、前述の4州と1地域は「合衆国に対して反乱の状態にある州、もしくは州の一部が反乱の状態にある地域」には「指定」されていない。それどころか、「州もしくはその州民がその当日において、州の有権者の大多数が参加する選挙によ

って選出された議員を連邦議会に誠意をもって代表として送っている事実があるならば、それを覆すほどの強い反対証言がないかぎり、そのことが当該州が合衆国に対して反乱の状態にはないという決定的な証拠とみなされる」として、合衆国から離脱さえしなければ、その州が黒人奴隷制を維持しているか否かについては触れてもいない。すなわちこの布告は、黒人奴隷の解放を宣言しつつも、合衆国からの離脱を選択しなかった黒人奴隷制を有する諸州(ボーダー・ステイツという)については、曖昧なままにした矛盾に満ちたものである。驚くべきことに、この奴隷解放の布告の文言だけを読む限り、南北戦争とは、合衆国の統合を第一義的な目的としており、黒人奴隷の解放は主題ではないようにも読めるのである。

ただしこれをもって、「南北戦争は、合衆国の統合をおもな目的としておこなわれたものであって、黒人奴隷制の問題は、リンカンにとって二義的な問題にすぎなかった」と断じるのは、近年の研究動向においては早計であるといわざるをえない。ドリス・カーンズ・グッドウィンら、近年の南北戦争研究者による膨大な一次史料の検討によって、リンカンはこれまで想定されていたよりも早い時期に黒人奴隷制に関心をもち、かつその制度に否定的な見解をもっていた可能性が高いことが論証されている。リンカンが公式の場において黒人奴隷制に反対することを明言したことはないのは確かだが、これは黒人奴隷制を抱えたまま独立し、それが南部諸州の伝統的制度として定着し、すでに広大な版図を有するに至った合衆国政治のかじ取りの困難さの中心に彼がいたことを示していたとみるのが穏当な理解ではないだろうか。リンカンが黒人奴隷制に主たる関心をもっていたか否かをこの布告の文言だけから考察するのは、とても困難である。なぜなら、彼は複雑な政治状況に身をおいていた政治家なのであり、それゆえ彼の言葉には政治性があるからである。

アメリカ史のなかの「奴隷解放の布告」

では、厳密なテキスト解析からいったん距離をおき、この布告を初期のアメリカ史の文脈のなかに位置づけてみてはどうだろうか。資料2は、1787年に起草されたアメリカ合衆国憲法において、唯一、黒人奴隷制について言及した条文である。アメリカ合衆国憲法には、黒人奴隷制についての規定がこの1箇所にしかないというのはあとに論じるように、決して小さなことではない。この条文には、そもそも「黒人奴隷」という文言自体が存在していないが、「自由人以外のすべての者」が黒人奴隷を指していることは確かである。いわゆる「5分の3条項」と呼ばれる、黒人奴隷制について規定したこの条文を理解するためには、アメリカ合衆国憲法の制定過程を確認しなければならない。「5分の3条項」の歴史的文脈

1783年のパリ条約で、アメリカ合衆国の独立は国際的に承認された。この条約は、76年の独立宣言から足掛け8年おこなわれた戦争の講和条約である。講和条約である以上、アメリカ合衆国と、イギリスをはじめとした戦争に関与した国々とのあいだで締結された条約義務を履行しなければならない。独立戦争は、ただイギリス領北アメリカ13植民地と、イギリス本国とのあいだでなされた戦争ではなかった。フランス・スペイン・オランダ・プロイセン・スウェーデンなどヨーロッパ諸国も関与した国際戦争だったのである。しかし83年の段階においては、アメリカ合衆国には、条約義務を主体的に担う中央政府が存在していなかった。そもそも76年の独立宣言は、イギリス領北アメリカ植民地13邦のイギリスからの独立を宣言したものであり、アメリカ合衆国という名称自体は、独立戦争も終盤にさしかかった81年に諸邦間で締結された連合規約で登場したものであるにすぎなかった。そこでパリ条約で締結された条約義務を主体的に担う中央政府(連邦政府)の枠組みとして、

87年5月に統一国家の必要性を認識する各州の代表者が「連合規約の改正」を名目にフィラデルフィアに参集し、9月にはアメリカ合衆国憲法が書き上げられた。アメリカ合衆国憲法が、民主的プロセスを通して制定されたものではなく、少数の名望家たちが速成作業で完成させたものであるというのは、「憲法とは何か」を考える事例として興味深い。少なくともアメリカ合衆国憲法に関する限り、必要にせまられて急ごしらえで作成されたものであり、それは民主的なものでも、賢慮に満ちた文書でもなかった。それゆえ、アメリカ合衆国憲法には、妥協の産物としての側面がいくつも確認される。

たとえば、新たに創設される連邦議会の議席配分などはその端的な事例であろう。人口規模の大きな州は、人口に比例した議席配分を望み、人口規模の小さな州はそれでは州の自立性を弱めてしまおうと考え均等配分を望んだ。連邦政府の創設を急いだ憲法の起草者たちは、連邦議会を上院と下院の二院制にして、上院は人口規模に無関係に各州に2議席とし、下院は人口に比例して議席配分をおこなうことにした。上院は諸州の対等性を保証し、下院は多数性に配慮したものになっている。

しかしここで問題になったのは、下院の議席配分における基礎人口の数え方である。黒人奴隷制を有する南部諸州は、黒人奴隷も基礎人口の算定の際に加えることを望んだが、すでに黒人奴隷制を廃止していた北部諸州は、選挙権を有さない黒人奴隷を基礎人口の算定に加えることに強く反対した。その南北の妥協の産物が資料2に示された「自由人以外のすべての者(黒人奴隷)の数」に5分の3を乗じるという基礎人口算定方式である。今日的な価値観においては実に酷い結論ではあるが、1787年の段階では、このような妥協策をとらなければ統合国家の政府は創設できなかったのである。

州権論と黒人奴隷制

本稿の主旨で注目すべきは、黒人奴隷制はあく

まで州の専権事項であり、連邦憲法によって規定された連邦政府の管轄外であったという歴史的事実である。アメリカにおける政治的主体は州であり、州には約160年におよぶ植民地創設以来の自治の伝統があった。それに対して、連邦政府という統合的政府は、新参者にすぎなかった。

たとえば黒人奴隷に関して考察するなら、アメリカにはじめて商品として購入されたのは、1619年であったと推定されている。そして61年にヴァージニアにおいて法律により正式に黒人奴隷制が始まった。17世紀においては、タバコ農園でごくささやかな規模で黒人奴隷は使役されていたと考えられている。しかしこれが18世紀後半にイギリスで産業革命がおこり自動綿繰り機が発明されると、綿製品の原材料となる綿花の需要が文字通り爆発的に増大した。この需要にこたえたのが、植民地時代末期のアメリカ南部の綿花農園であった。綿花の栽培と収穫は大規模かつ早急におこなわれなければ、その巨大な需要にはこたえられない。つまり無制限に低廉な労働力を必要とした。それゆえ、黒人奴隷の需要は、「すべての人間は神によって平等に造られ、一定の譲り渡すことのできない権利を与えられており、その権利の中には生命、自由、幸福の追求が含まれている」^①という、1776年の独立宣言が記されたまさにその時期に急速に拡大した。さしたる産業も、国際競争力のある産品もなかった独立時のアメリカ合衆国においては、黒人奴隷制が生み出す綿花は、輸出総額の実に54%に達していた。アメリカ合衆国憲法の起草にあたり、黒人奴隷制を廃していた北部諸州が、南部諸州に妥協せざるをえなかった事情がここにある。黒人奴隷制は、白人による民主制国家アメリカにとって、切除することがきわめて困難なほど癒着した病理であった。

初期のアメリカ史において、政治的主体はあくまで州であったこと。それゆえ、アメリカ合衆国憲法は、あくまで諸州間の協定にすぎないという

認識が存在していたこと(州権論)。そして黒人奴隷制はあくまで州法によって規定された存在であり、連邦政府が入り込む余地がないと考えられていたこと。これらをふまえるならば、リンカンの「奴隷解放の布告」がアメリカ史において画期をなすものであったと理解できよう。この布告は、当時の法律論の枠組みにおいては、あくまで布告であり、宣言であるにすぎなかった。アメリカ合衆国憲法の規定と、初期のアメリカ史が示すように、連邦政府には州の専権事項である黒人奴隷制には介入する手段を本来はもたない。それにもかかわらず、リンカンの「奴隷解放の布告」は、合衆国大統領の名において、合衆国を離脱した南部11州を「反乱の状態にある州」と指定し、かつ奴隷の解放を命じている。これは州と連邦の関係という、アメリカ合衆国建国以来の曖昧で政治的にデリケートな問題に根本的な革新をせまったものなのである。

「奴隷解放の布告」が南北戦争に与えた影響

すでに論じたように、1863年のリンカンによる「奴隷解放の布告」が、純然たる黒人奴隷の解放という観点からは矛盾に満ちたものであり、また、本来は州の専権事項であった黒人奴隷制については、連邦政府の行政首長である大統領にはアメリカ合衆国憲法の構造から、その改変をせまることは不可能であった。それゆえ、この布告が何らかの実効性があったとは考えられていない。そもそも南北戦争とは、南部11州の合衆国からの離脱を決して認めないという連邦政府の立場からおこったものである。黒人奴隷制の問題はその限りにおいて、考慮の対象となりえた。しかし、戦争という非常事態によって、こうした歴史的に形成されたアメリカ合衆国の状態に外科手術をほどこす機会が訪れたのである。

アメリカ合衆国憲法における戦争権限

アメリカ合衆国憲法では、合衆国が対外戦争を

おこなう際の規定が記されている。兵員の徴募、軍隊の編成、それらに必要な予算の策定、宣戦の布告と講和といった権限は、すべて連邦議会に帰属する(アメリカ合衆国憲法第1編)。では、アメリカ合衆国憲法は大統領の戦争権限をどのように定めているのだろうか。それは、軍隊の総司令官(Commander-in-chief)である。条文を示すとつぎのように記述されている。「大統領は、合衆国の陸海軍および現に招集されて合衆国の軍務に服している各州の民兵の総指揮官である」(アメリカ合衆国憲法第2編第2節1項^e)。つまり、憲法の規定においては、国家がおこなう対外戦争の権限は基本的に連邦議会が有し、大統領は軍事指揮官の最上位の存在であるにすぎない。連邦議会による大統領の統制というのが、合衆国におけるシビリアン・コントロールの形である。しかし、南北戦争とは内戦であり、通常の状態であれば連邦議会の構成員である南部11州が離脱した状況というのは、憲法の想定外の事例であり、戦争遂行の権限は事実上、総司令官である大統領にゆだねられる。合衆国の行政首長である大統領の戦争の大義は、南部11州の合衆国からの離脱を認めないという明確なものであった。それに対して、合衆国からの離脱を強行した南部11州の目的は、結局のところ黒人奴隷制の維持であった。合衆国には、黒人奴隷制を維持する州は存在していたが、南部11州のなかには、黒人奴隷制を有さない州は存在していないのは周知の事実であった。たしかに、当初の南北双方の戦争の目的は、南部11州の合衆国からの離脱の是非をめぐる問題ではあった。しかし、戦争が継続するに従い、南北戦争の性格は変容していく。その契機となったのが1863年の「奴隷解放の布告」であった。これ以降、この凄惨な内戦は黒人奴隷制をめぐる道徳的問題をはらむものになっていったのである。

南北戦争と国際政治

国家にとって、内戦が危険である最大の理由の

1つに、外国勢力の介入がある。それは古代から現代に至るまでかわらない。もしヨーロッパ諸国のどこかが合衆国を離脱した南部11州を「反乱の状態にある州」とみなさず、アメリカ連合国の独立を承認すれば、それらの国々からの支援を期待できただろう。そもそも南部11州が合衆国からの離脱と独立の宣言を強行できた心理的背景には、奴隷制綿花農園を運営していた南部11州は、イギリスをはじめとしたヨーロッパ諸国とのつながりが長かったことがある。明らかにヨーロッパ諸国の支援、とりわけ産業革命期に膨大な綿花を供給してきたイギリスの支援を期待していた。

リンカンが「奴隷解放の布告」を公表したもう1つの重要な意図は、内戦における外国勢力の介入を予防することにあった。アフリカ人を奴隷という「商品」にしたのは、15世紀から17世紀にかけて展開した大航海時代のヨーロッパ人である。しかし、ヨーロッパ諸国は法律あるいは判例によって、18世紀には漸次的にアフリカ人奴隷の売買を禁止しはじめており、南北戦争が始まった19世紀半ばには黒人奴隷制を公式的に有する国はヨーロッパには存在していなかった。イギリスも、自国は事実上黒人奴隷制を廃止していたが、アメリカの南部で運営されている奴隷制綿花農園で栽培されていた綿花を購入しており、伝統的に南部諸州に親和的な態度をとっていたが、アメリカ連合国の独立の承認は保留した。その理由の1つには、南北戦争が始まる頃には、イギリスは綿花の供給元をアフリカやインドに拡大しており、アメリカ南部諸州が供給する綿花の重要性が相対的に低下していたという事情がある。これに加えて決定的な要因としてあげられるのは、「奴隷解放の布告」によって南北戦争の性格が黒人奴隷制の廃止につながる道徳的なものに変容したことである。

アメリカ社会の内部においては、黒人奴隷制はアメリカの政治的、社会的伝統と深くからみついたデリケートな問題であり続けた。それは、黒人

奴隷制を維持しながら合衆国にとどまった州を抱えていたリンカンの布告に示されている通りである。しかし、すでに公式的には黒人奴隷制を廃止していたヨーロッパ諸国は、南北戦争が黒人奴隷制廃止につながる道徳的な性格を有していると認識した。リンカンが奴隷解放を宣言したからである。この観点から敷衍^{ふえん}して語るべきは、リンカン政権の外交努力であろう。合衆国の外交を担当した國務長官のウィリアム・スワードは、政治家としては穏健な奴隷制廃止論者であり、「奴隷解放の布告」をヨーロッパ諸国との交渉で大いに利用した。またリンカン政権が駐イギリス大使として送り込んだチャールズ・フランシス・アダムズは、第2代大統領ジョン・アダムズの孫であり、第6代大統領ジョン・Q・アダムズの息子であった人物であり、合衆国建国以来、イギリスに深い人脈を有していたアダムズ家は、黒人奴隷制に否定的立場をとっていた。南北戦争が、外国勢力の介入なしの純然たる内戦であることを維持できたのは、こうしたリンカン政権の外交努力があった。「奴隷解放の布告」は、合衆国の内政においては、矛盾に満ちた効果の薄い布告であったが、実は外交文書という側面をもっていたということを見落としてはならない。南北戦争期の合衆国の外交については、現在も研究が更新されている課題であり、グローバル・ヒストリーが今後の世界史教育の重心となる動向に鑑みて、黒人奴隷制の重要度は増していくだろう。

おわりに

本稿は、「奴隷解放の布告」をアメリカ史、憲法史、内政史、外交史の観点から読み解き、考察したものである。南北戦争は、史実が示す通り合衆国の勝利によって終結したが、それは62万人(75万人という統計も存在する)の戦死者を出した凄惨なものであった。黒人奴隷制とともに白人による民主主義国家として建国したアメリカにとって、

この問題がどれほど根深かかったかを思い知らされると同時に、本稿がエイブラハム・リンカンの奴隷制についての終始謎めいた立場を理解する材料になれば幸いである。アメリカにおける黒人奴隷の解放が、戦争という過酷な経緯を経なければ実現しなかったのは厳然とした事実である。黒人奴隷制を明示的に禁止した憲法修正13条、「5分の3条項」を廃止した憲法修正14条および16条が可能となったのは南部11州の軍事的敗北によらなければならなかった。

しかし、アメリカ史を概観する限り、黒人差別の歴史は、むしろ南北戦争の終結以降に本格的に始まったといわざるをえない。それは2020年のBlack Lives Matterにつながる今日の問題でもある。今日を理解する意味でも多角的かつ広角的に歴史を学ぶ必要があるだろう。

① 大下尚一・有賀貞・志邨佑・平野孝編『史料が語るアメリカ——メイフラワーから包括通商法まで 1584-1988』(有斐閣、1992年)。

② 田中秀夫編集代表『BASIC英米法辞典』(東京大学出版会、2002年)。

(いしかわ・たかふみ/帝京大学文学部教授)